

神崎町省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における電気の消費を抑制し、エネルギー価格の負担軽減を図るとともに、地球温暖化防止に寄与するため、消費電力の大きい家電製品から省エネ性能の高い家電製品へ買い換える者に対し、予算の範囲内において神崎町省エネ家電製品普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、神崎町補助金交付規則（昭和40年神崎町規則第3号。第8条第1項第4号において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、神崎町の住民基本台帳に記録されている個人
- (2) 前号の住民基本台帳に記録されているその者の住所に存する住居に次条に規定する対象家電を設置する者
- (3) 町税の滞納がない者

(対象家電)

第3条 補助金の交付の対象となる家電製品（以下「対象家電」という。）は、別表第1に定めるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が、令和8年4月1日以降、自ら購入するものであって、前条第2号に規定する住居に同種の既設の家電製品から買い換えて設置するもの
- (2) 令和9年1月31日までに購入し、設置が完了するもの
- (3) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定により定められた機器ごとの省エネ基準達成率100パーセント以上のもの
- (4) 新品かつ未使用のもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象家電の本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品の購入費を含

む。)、電気工事費、配送料及び家電リサイクル料とし、消費税及び地方消費税を含めるものとする。ただし、同一の事業に対して国、県及び町から補助金交付を受けている金額は、補助対象経費から控除するものとする。

2 複数の対象家電を同一事業者で購入した場合は、合算して補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月26日までに町長に提出しなければならない。

(1) 対象家電の購入に係る領収書の写し(購入日、購入費用及びその内訳が分かるもの)

(2) 対象家電の仕様書又はカタログの写し

(3) 家電リサイクル券排出者控えの写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請は、1世帯1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは省エネ家電製品普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、交付しないことを決定したときは、省エネ家電製品普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付要件を満たしていないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は

町長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、規則及び他の法令に違反したとき。

- 2 受給者は、前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、町長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還しなければならない。

(検査等)

第9条 町長は、受給者に対し補助金の交付に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(財産の処分制限)

第10条 受給者は、補助金の対象となった財産について、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効等)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、第8条から10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象家電	目標年度	省エネルギー基準達成率
エアコン	2027 年度	100%以上
電気冷蔵庫	2021 年度	100%以上
テレビ	2026 年度	100%以上

別表第 2（第 5 条関係）

対象家電	補助率	補助限度額
エアコン	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額 (その額に 1,000 円未満の端数が生 じた場合はこれを切り捨てた額)	50,000 円
電気冷蔵庫		
テレビ		